

第4回 再チャレンジプログラム

令和4年2月16日

令和2年度司法試験 刑法

設問1

第1 Bから600万円の振込を受けた行為

1 前提

(1) 暴力団員装った点について

(2) 預金の取得について

※必ずしもここで論ずる必要はない。後の要件で論じてよい。

2 恐喝行為

(1) 暴行または脅迫

(2) 財産的損害について

ア ①の立場

イ ②の立場

ウ 私見

※採点実感1頁

3 畏怖に基づく交付、利益移転

4 違法性阻却の余地

第2 100万円分についての詐欺未遂

設問2

※問いに注意

第1 具体的事実（出題の趣旨記載のとおり）

- ① 甲がAに飲ませた睡眠薬は病院で処方される一般的な医薬品で、Aの特殊な心臓疾患がなければ生命に対する危険性は全くなかったこと
- ② 同心臓疾患を一般人は認識できず、甲も知らなかったこと
- ③ 甲は、ワインに混入した量の睡眠薬を摂取させる行為によって、Aが死亡する認識・予見を欠いていたこと

第2 理由

1 ①について

(1) 理論構成

(2)

2 ②について

(1) 理論構成

(2)

3 ③について

(1) 理論構成

(2)

設問3

第1 600万円の払い戻し

1 欺罔行為

(1) 欺く行為

(2) 錯誤に向けた欺罔

2 その他の要件

第2 Cに対する600万円の弁済

1 他人の物

(1) 現金は所有と占有が一致することから問題。

(2) 犯罪収益であること

2 自己の占有

3 横領

第3 Aに睡眠薬を服用させ、死亡させた行為

1 暴行

(1) 「反抗抑圧に足る程度の暴行」

(2) 第2行為によるアプローチについて

※（最判 H16. 3. 22 クロロホルム事件）を意識する

2 死亡との因果関係

3 故意

4 財産上不法の利益を得たこと

第4 腕時計を持ち去った行為

1 犯意の生じた時点

2 1項強盗の可能性

令和2年度司法試験 会社法

設問1

第1 提起すべき訴え

1 新株発行無効の訴え（828条1項2号）

2 訴訟要件

3 取消訴訟との関係

第2 取消原因について

1 招集手続の瑕疵

(1) 招集通知の記載内容

(2) 瑕疵の治癒の可能性

ア 本件決議1について

イ 本件決議2について

(3) 裁量棄却の余地

2 199条3項の説明について

(1) 違反の内容

(2) 裁量棄却の余地

3 小括

第3 本件株式発行の効力について

1 無効事由となる瑕疵

2 内部的意思決定を欠く発行

3 定款の定めのない株式の発行

4 差し止めの機会

設問2(1)

設問2(2)

第1 差し止め請求

1 条文

2 取消原因

(1) 831条1項3号

(2) 権利濫用

(3) 取締役の善管注意義務違反

第2 発生前の時点で取消訴訟を提起しておく

第3 買取請求

以 上